芦屋市男女共同参画センター登録グループ会議室利用案内

◆登録団体　男女共同参画の視点で活動するグループで、事前に芦屋市男女共同参画センターに登録しているグループは、優先的に会議室等を予約できます。
※新規登録を随時受付します。
※登録期間…登録承認日～令和９年３月 31 日まで

◆開館日時　月曜日～土曜日　午前９時～午後５時 30 分

◆休 館 日　日曜日・祝日・年末年始（12 月 28 日～１月４日）

◆貸室使用料等

名称	広さ（㎡）	定員（人）	区分	使用料金（円）
小会議室	１９	１２	午前９時～正午	５００
			午後１時～午後３時	４００
			午後３時～午後５時	４００
大会議室１	６２	４５（６６）	午前９時～正午	１，６２０
			午後１時～午後３時	１，３２０
			午後３時～午後５時	１，３２０
大会議室２	５０	３０（５４）	午前９時～正午	１，３２０
			午後１時～午後３時	１，１２０
			午後３時～午後５時	１，１２０

※定員欄の（）は、最大収容人数。

＊使用の許可は、やむを得ない理由があるとき１回に限り変更できます。
＊男女共同参画センターの登録グループが、男女共同参画推進の事業に使用するときは、申請により使用料を減免（３割）します。
＊申請時に納めた使用料は、原則返還できませんのでご注意ください。
＊使用時間は、準備及び後片付け等に要する時間を含みます。

◆利用方法

＊男女共同参画センター窓口での申込み、または、予約システムによる仮予約をご利用ください。なお、予約システムによる仮予約は、窓口で料金をお支払いただくことにより予約が完了いたします。詳しい使用申込方法は、窓口までお問い合わせください。
＊登録グループが男女共同参画推進の事業に使用するときは､使用日の４か月前から申請できます。ただし、申請日が休館日にあたる場合は、窓口での申込みは次の開館日になります。

【問合せ】
芦屋市精道町８番 20 号芦屋市分庁舎１・２階
芦屋市男女共同参画センターウィザスあしや
電　　話　0797-38-2023
ファクス　0797-38-2175